

盛岡広域振興局長告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山王海土地改良区（紫波郡紫波町）から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成24年8月14日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
監事	鎌田征夫	紫波郡紫波町北日詰字八反田28番地18	紫波郡紫波町日詰駅前二丁目4番地1